

職員数の増加を抑えることであった。そのためにはあとでふれるように事務の効率化が必要になってくる。国有化以前に100人、200人とふえていた人員増加は、A Bになってからかなり抑制されたといわれている。ただ、人員の増加はおさえられたものの、草創期の経過的事情のため比較的高い給与引き上げを強いられ、1971年において実質730万クローネの赤字を出している。したがって、この点についての成果はなお今後の努力に期待しなければならない。1972年1月現在A Bは635薬局(うち18は病院薬局)を持ち、薬剤師800人、薬局助手2,600人(1973年統計年報によると1971年末現在の各職種の総数に相当する)その他の職員8,100人、合わせて11,500人の職員を雇用している。

薬剤の消費状況の情報は、各薬局に置かれた末端装置から中央のコンピュータへ随時詳細に送られ統計の作成に役立てられると同時に在庫管理の目的にも使われる。コンピュータ・システムは、このようにして職員の節約に貢献するばかりでなく、在庫管理と迅速な供給に対しても効果的な手段となっている。

薬局事業の国有化のメリットについては、こうした個別的な効率化の現象よりも、むしろ私的経営ではどうしても短期的視点から活動が営まれる傾向があるのが、国有化によってより長期的観点が重視されるようになるということをあげる見解が有力である。

Karl-Richard Kern, "Das verstaatlichte Apothekenwesen in Schweden", Sozialer Fortschritt, April, 1974, S. 92-94.

(保坂哲哉 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

失業保険の改正

(スウェーデン)

1973年の改正により、この国の失業保険は1974年1月から拡充された。

この失業保険は労働組合が管理・運営する任意方式の制度で、制度の財源には、政府がかなりの資金を提供している。労働組合の組会員は強制的にこの制度に加入することを要求され、労働組合員以外の者も任意に加入できることになっており、労働力の約60%が加入していた。

従来の制度では、1日当りの支給額を最低の18クローネから最高の60クローネまでの12等級とされていたが、今回の改正により、等級は10等級で、支給額は最低の40クローネから最高の130クローネに上げられ、各受給者の取得できる給付の上限は、当人が取得していた賃金の $\frac{1}{2}$ とされることになった。また、最高の受給期間は従来の150日から300日に倍増され、とくに55歳から66歳(正常な年金年齢の直前)までの者には、450日とさることになった。

なお、労働市場扶助制度を採用し、失業保険でカバーされていない者に、給付が支給されることになったが、資力調査を条件として支給されるこの給付は日額35クローネである。さらに、失業時に支給される給付は、疾病や労働災害の給付と同様に、課税対象に含まれるし、年金の算出にも利用されることになった。

U.S. Dept. of H.E. & W., Social Security Bulletin,
Vol. 37, No. 3, March 1974, pp. 41 - 45.

(平石長久 社会保障研究所)